

平成25年行政事業レビューシート (警察庁)

事業名	インターネット・ホットライン業務		担当部局庁	生活安全局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度～		担当課室	情報技術犯罪対策課		情報技術犯罪対策課長 緒方 禎己		
会計区分	一般会計		政策・施策名	安心できるIT社会の実現 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	サイバー空間における国民の安心を確保するため、インターネット上の違法情報・有害情報に対する対策を効果的かつ効率的に推進し、サイバー空間の浄化に資する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	広く一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報・有害情報に関する多数の通報を受理し、ガイドラインに基づいて10種類の違法情報と3種類の有害情報に分類整理し、警察庁に通報して違法情報等の捜査の端緒を提供するとともに、プロバイダや電子掲示板の管理者、INHOPE(インターネット上の違法情報、有害情報への対応に当たる国際連絡組織。International Association of Internet Hotlines。)に加盟している外国ホットライン等に削除を依頼する。また、児童ポルノの情報を児童ポルノ掲載アドレスリスト管理団体に提供している。							
実施方法	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他	
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	155	139	139	137		
		補正予算	0	0	0			
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	155	139	139	137		
	執行額		145	136	136			
執行率(%)		94%	98%	98%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	成果目標 ネットワークを利用した犯罪被害の抑止 (参考指標) インターネット・ホットラインセンターが受理した違法・有害情報件数(暦年)			成果実績	44,683	41,400	50,936	
				達成度	%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	インターネット・ホットラインセンターが受理した一般のインターネット利用者からの通報件数(暦年)			活動実績(当初見込み)	件	175,956	176,254 ( )	196,474 ( )
単位当たりコスト	(694.7円/件)			算出根拠	平成24年度契約額136,499,580円 / 通報件数196,474件			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人件費	124						
	物品借上費	13						
	計	137						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			インターネット上に違法・有害情報がまん延していることが、サイバー空間における国民の安全や安心を脅かしている。都道府県境を超えて散在するインターネット上の違法情報・有害情報に対する対策に統一性を確保しつつ、効果的かつ効率的に推進することを、自治体に期待することは難しい。違法・有害情報の収集には民間の協力が不可欠であるが、現時点で同種業務を委ねる民間団体がなく、国が費用負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-	特殊な事業者でなくても応れできる一般競争入札に付しているが、一者応札が続いている。ただ、これまで単年度契約により実施していたが、平成23年度から複数年度(3年)契約に移行することにより経費削減が図られた。また、本業務の費目は通報の受理処理業務に係る人件費の占める割合が大きい。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。					
	単位当たりコストの水準は妥当か。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
事業の有効性	費用・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			ホットラインセンターでは、広くインターネット利用者から匿名で情報を収集することにより収集自体には費用をかけずに多数の情報を得ている。活動実績としては一般利用者からの通報件数は年々増加傾向にあり、警察に通報する違法情報に分類される情報数も増加している。成果として、通報を受けた警察による検挙数が、全国協働捜査方式による効率的な取組み等により大幅に増えている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。					
重複排除	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
点検結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	1 支出先・使途の把握水準・状況 警察庁が直接外部委託しており、一月に一回検査を行い、執行状況等を確認している。					
	2 見直しの余地 本事業は、警察による取締り、民間事業者による自主的な削除やブロッキングのもととなる情報を提供するものであり、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的かつ効率的に推進するためには不可欠であることから、引き続き実施する必要がある。 ただ、平成24年の公開プロセスにおいて抜本的改善との判定を受けており、民間における費用負担の在り方について、引き続き関係省庁・業界と協議しつつ、検討していく。 なお、事業費圧縮のため、平成23年度より3年間の国庫債務負担行為により契約を行い、それによってIT機器のリースに伴う経費等の削減を行った。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
平成24年度公開プロセス対象事業 シート番号:29 事業名:インターネット・ホットライン業務 公開プロセス判定結果:抜本的改善 所見:業務内容は社会的に重要と考えられるが、その費用負担については、他省庁・業界と協議して、そのあり方を検討すべき。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	当初2-6	平成23年	42	平成24年	29

平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

警察庁  
136百万円

〔 ホットライン業務を委託 〕



<人件費等>  
【一般競争入札】

A.(財)インターネット協会  
136百万円

〔 受託したホットライン  
業務を実施 〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

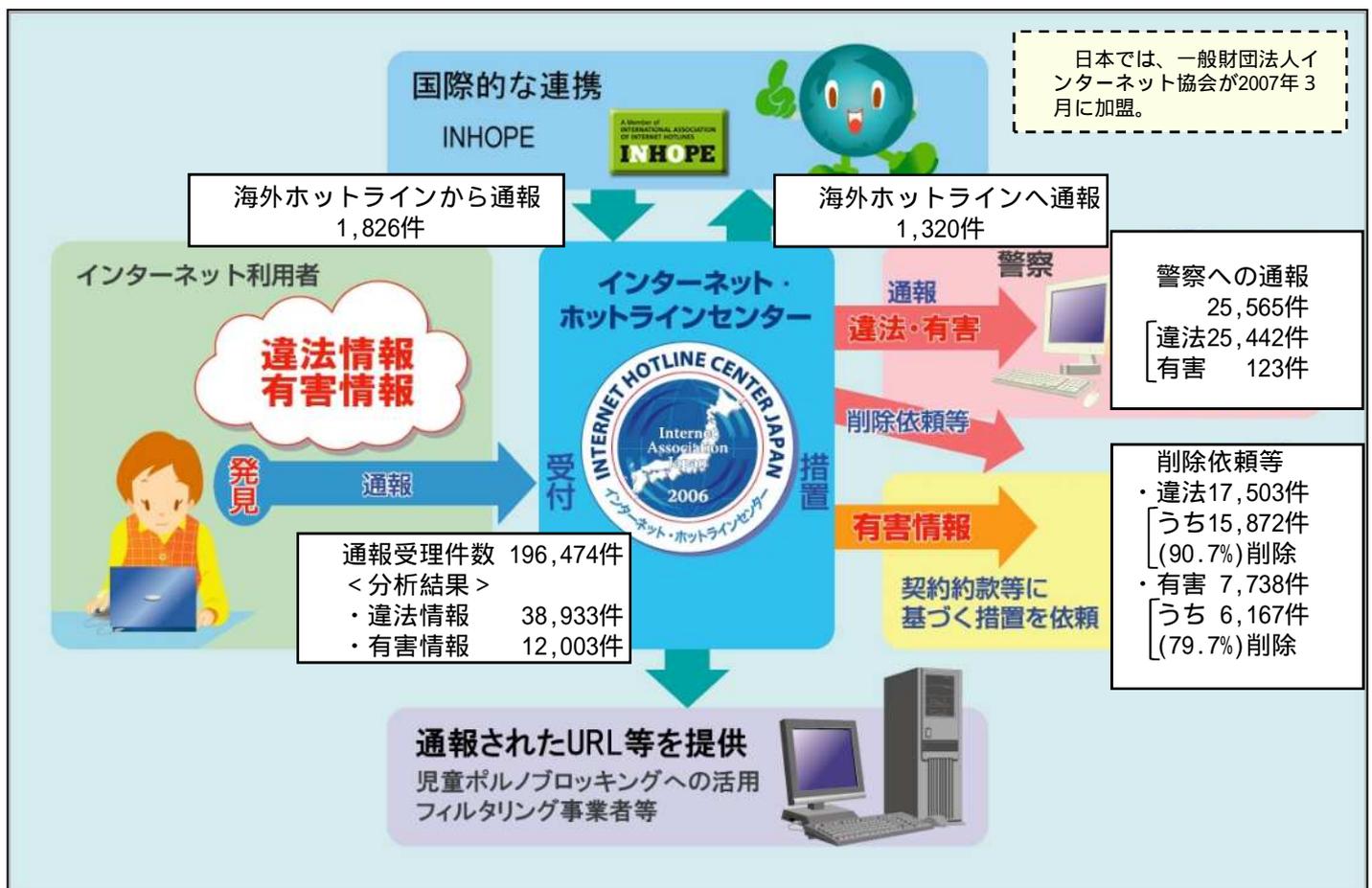
A.(財)インターネット協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	通報の受理・分析等	124			
物品借上費	IT機器リース料	12			
計		136	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)インターネット協会	ホットライン業務	136	1	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## インターネット・ホットラインセンターの運用状況（平成24年中）



### IHCに通報される違法情報

- わいせつ物公然陳列（刑法第175条第1項）
- 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第7条第4項）
- 売春目的等の誘引（売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号）
- 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）
- 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）
- 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）
- 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法第27条第4項）
- 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）
- 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法第7条第1号）
- 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）

### IHCに通報される有害情報

- 情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- 列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- 人を自殺に誘引・勧誘する情報